

子 発 0 4 3 0 第 2 号
令 和 3 年 4 月 3 0 日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり公布され、令和3年5月1日から施行される場所であるが、改正省令の改正の趣旨及び概要は下記のとおりであり、また、改正省令の運用に関して想定される疑問点をまとめたFAQを別紙のとおりまとめているので、御了知の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項において、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（厚生労働省令で定めるものを除く。）であって、認可を受けていないものの設置者は、その事業の開始の日から1月以内に都道府県知事等（都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長をいう。以下同じ。）に届出を行うこととされている。今般、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会における議論のとりまとめ（令和3年2月）を踏まえ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）に規定する認可外保育施設の届出事項等について、所要の改正を行うこととした。

2 改正の概要

- (1) 認可外保育施設の届出事項及び変更届出事項への追加（規則第49条の3及び第49条の4関係）

認可外保育施設の設置者が、過去に法第 59 条第 5 項に規定する命令（認可外保育施設に対するものに限る。以下「命令」という。）を受けたか否かを届出事項に加える。なお、当該命令を受けたことがある場合は、その種類、当該命令を行った自治体名及び年月日も併せて届け出ることとする。

また、この内容について、届出後に変更が生じた（すなわち、届出時点では命令を受けたことがなかったが、届出後に命令を受けた）場合、当該施設の設置者は届出変更届を提出することとする。

(2) 認可外保育施設における掲示事項への追加（規則第 49 条の 5 関係）

認可外保育施設の設置者が命令を受けたか否かの情報は、利用者の施設選択に影響を与える情報であるため、施設内での掲示事項にも加えることとする。

(3) 認可外保育施設の運営状況報告事項への追加（規則第 49 条の 7 関係）

認可外保育施設は、毎年、運営状況の報告を都道府県知事等に行うこととされているところ、運営状況の報告の事項は届出事項と共通するため、運営状況報告事項にも加えることとする。

3 施行期日

改正省令は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

以上

○厚生労働省令第九十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項第六号及び第二項、第五十九条の二の二第三号並びに第五十九条の二の五第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第五十九条の二第二項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。）</p> <p>第四十九条の五第十三号及び第四十九条の七第十五号において同じ。）</p> <p>第四十九条の四 法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに前条第十一号に掲げる事項とする。</p> <p>第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別</p> | <p>第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第四十九条の四 法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項とする。</p> <p>第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>(新設)</p> |

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一
 項の規定による報告は、次の各号に掲げる
 事項を都道府県知事の定める日までに提出
 することにより行うものとする。

一 一〇十四 (略)

十五 施設の設置者について、過去に法第
 五十九條第五項の命令を受けたか否かの

別

十六 (略)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一
 項の規定による報告は、次の各号に掲げる
 事項を都道府県知事の定める日までに提出
 することにより行うものとする。

一 一〇十四 (略)

(新設)

十五 (略)

附 則

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

このFAQでは、
都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長並びに都道府県から指導監督権限を委譲されている市町村の長を「都道府県知事等」
都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市並びに都道府県から指導監督権限を委譲されている市町村を「都道府県等」
都道府県等及び都道府県等以外の市町村を「自治体」という。

| No. | 問 | 答 |
|-----|--|---|
| 1 | 本年2月19日に取りまとめられた社会保障審議会(児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会)の提言を受けた主な改正事項の内容如何。 | <p>①わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても事業停止命令を発令することを「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。)に明記</p> <p>②認可外保育施設の届出事項等に施設の設置者の過去の事業停止命令等の有無を追加(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)改正)を行った。</p> <p>上記のほか、マッチングサイトガイドラインについて、登録時の面談や届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供等の内容を追加するなどの見直しを行った。</p> |
| 2 | 児童福祉法施行規則や通知の改正予定日はいつか。 | 令和3年5月1日施行である。 |
| 3 | ベビーシッターに対し事業停止命令等の発令を行うに当たっての考え方は示されるのか。 | <p>通知を改正し、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象の考え方について以下のとおりとした。</p> <p>第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象 以下のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。 (法第59条第5項参照)</p> <p>① 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき</p> <p>② 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき</p> <p>③ 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき</p> <p>(留意事項27)特に、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。)が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、原則として当該施設に対し事業停止命令を行うこと。</p> <p>この場合の事業停止命令の期間については、保育士の欠格事由に関する規定を踏まえ、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年までの期間」と設定することが合理的であること。</p> |
| 4 | 事業停止命令等の発令に当たり、対象となる施設の設置者が勾留中だった場合の弁明の機会の付与の方法はどのようなものが考えられるか。 | 事業停止命令等の対象となる施設の設置者が、逮捕、勾留その他の処分により収容されている場合は、当該施設の設置者に通知が到達するよう刑事施設(刑務所、拘置所、警察署等)に依頼し行うことが考えられる。 |

| No. | 問 | 答 |
|-----|---|--|
| 5 | 事業停止命令の期間について、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年までの期間」とあるがその考え方如何。また無期限の事業停止（施設閉鎖命令）を発令することは可能か。 | <p>現在の保育士の欠格事由を踏まえ、左記の期間が合理的であるとする。</p> <p>また施設閉鎖命令については、児童福祉法上は、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に対しても発令可能であるものの、わいせつ行為等を理由として発令できるかについては、他の資格制度においても、現行法上、わいせつ行為等を行い、刑に処せられた場合でもその執行から一定期間後に刑が消滅することなどの均衡上、法制的に難しいものと考えられていることを踏まえると困難であるとする（専門委員会とりまとめP5参照）。</p> <p>◆児童福祉法（昭和22年法律第164号）</p> <p>第18条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> |
| 6 | 問題となる行為が行われた後、事業停止命令を発令する前に施設の設置者が廃止届を提出した場合の対応はどうすればよいか。 | <p>児童福祉法第59条第5項の事業停止命令等は、同条第1項に規定する施設に対して命ずることができることとされており、同条第59条の2第1項に規定する届出の有無に関わらず発令できるものであるから、廃止届を提出された後であっても発令は可能である。廃止届提出後であっても、Q14にもあるとおり、当該施設の設置者が再度施設を設置した場合、過去の事業停止命令等の歴はデータベース公表されることになるため、発令を検討されたい。</p> |
| 7 | A県で事業停止命令を受けたベビーシッターが事業停止命令の期間中にB県に転居し、届出をした場合、A県の事業停止命令はB県においても有効か。 | <p>児童福祉法上、A県の事業停止命令はA県の管轄内において有効なものと解される。</p> <p>そのうえで、A県における事業停止命令の基礎となる事実関係等を踏まえ、B県においても当該ベビーシッターに対する事業停止命令の発令を検討することが妥当と考えられる。</p> <p>具体的な手続きとして、今般の児童福祉法施行規則改正により、届出事項に「過去の事業停止命令等の有無」が追加されること又は後述のデータベースの掲載情報から、B県は過去にA県で事業停止命令を受けたベビーシッターを把握することが可能となる。</p> <p>この際、B県はA県から当該命令に関する関係資料等の移送を受け、B県の児童福祉審議会の意見を聴くとともに弁明の機会を付与するなどした上で、事業停止命令を改めて発令する。</p> <p>また、当該シッターが過去の事業停止命令等の歴を隠匿して届出してきた場合は、当該事実が判明した際に法第62条の4に規定する過料を科し、かつ、上記と同じ手続きを踏んだ上で、事業停止命令を発令する。</p> |

| No. | 問 | 答 |
|-----|---|---|
| 8 | 児童福祉法施行規則改正の具体的な内容如何。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設の設置者が、過去に法第59条第5項に規定する命令（認可外保育施設に対するものに限る。以下「事業停止命令等」という。）を受けたか否かを届出事項に加える。なお、当該事業停止命令等を受けたことがある場合は、その種類、当該事業停止命令等を行った都道府県等名及び発令年月日も併せて届け出ることとする。（施行規則第49条の3関係） ・上記の内容について、届出後に変更が生じた（すなわち、届出時点では事業停止命令等を受けたことがなかったが、届出後に事業停止命令等を受けた）場合、変更届を提出させることとする。（施行規則第49条の4関係） ・利用者の施設選択に影響を与える情報であるため、施設内での掲示事項にも加えることとする。（施行規則第49条の5関係） ・認可外保育施設は、毎年、運営状況の報告を都道府県知事等に行うこととされているところ、運営状況の報告の事項は届出事項と共通するため、運営状況報告事項にも加えることとする。（施行規則第49条の7関係） |
| 9 | 社会保障審議会（児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会）の提言はベビーシッターを対象としていたところ、今般の児童福祉法施行規則改正の内容はベビーシッター以外も含むのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーシッター以外の認可外保育施設についても、届出さえ行えば設置運営が可能であり、施設の設置者が事業停止命令等を受けたか否かという情報が、利用者の選択・利用において極めて重要な情報である点においては違いがなく、ベビーシッターとその他の施設類型で取扱いに差を設ける合理的理由はない。 ・加えて、施設の設置者は当該施設が提供する保育サービス全体についての方針を決定する立場にあり、その施設の在り方に影響を与える部分が大いことを考慮すれば、設置者の事業停止命令等の歴の有無を確認する必要性は高いと考えられる。 ・さらに事業停止命令等に至るまでに改善指導・改善勧告を行い、なお状態が改善されないような極めて悪質な場合に事業停止命令等に至ることを考えると、事業停止命令等を受けたことがある施設の設置者というのは、保育の質についておざなりに捉えている可能性は極めて高く、今後別の施設を設置運営する場合に指導監督権限がある都道府県知事等が重点的な指導監査を行うために、過去の事業停止命令等の歴は必要性のある情報と言える。 ・以上のことから、認可外保育施設の設置者について、類型問わず、事業停止命令等の歴の届出を求めることとした。 |
| 10 | 複数人のベビーシッターを抱える事業者に対して事業停止命令又は施設閉鎖命令を出した際、当該事業者の設置者が別途個人ベビーシッター等として届出をした場合、この届出には事業者として受けた事業停止命令又は施設閉鎖命令の内容は記載するのか。 | 設置者であれば記載することとなる。 |
| 11 | 提言にあるデータベースとは何か。 | 「ここdeサーチ」（子ども・子育て支援情報公表システム）を活用することを想定。 |

| No. | 問 | 答 |
|-----|---|---|
| 12 | データベースには誰がどのような内容を入力し、何が公表されるのか。 | <p>わいせつ事案等が発生した場合、当該事案が発生した施設の届出先である都道府県等の担当者が、データベースに事案の概要を掲載して自治体間で共有する（一般向けには公開しない）。「わいせつ事案等が発生した場合」とは、例えば、認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）において、利用児童に対してわいせつ行為や暴行等を行った事実を元に逮捕されたという事案があった場合に、当該事案の報道の概要や施設に対する当該事案に関連するこれまでの指導監督の内容などが考えられる。なお、万が一、その後の司法手続きの結果、無罪であったことが確定した場合は、自治体間でのみ閲覧可能なデータベースから消去することが適切である。</p> <p>事業停止命令等が発令された場合には、その内容（氏名、処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日）をデータベースに掲載し、一般向けに公開する。その際、自治体間での共有内容（事案の概要）も当該事業停止命令等を踏まえたものに更新することが考えられる。</p> |
| 13 | 個人名の公表は問題ないか。また掲載期間は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法第59条の2の5第2項で、都道府県知事等は、毎年、認可外保育施設の運営状況等に関する事項を公表することとしている。これは、市町村による認可や利用調整という仕組みがある認可保育所等の利用とは異なり、認可外保育施設の利用は利用者の選択に完全に委ねられており、利用者に適切に情報公表することにより、利用者が劣悪な施設を選択することを防ぐという目的がある。これを、国のデータベースで一元的に公表することにより、情報が集約されにくい認可外保育施設に関する情報に利用者が容易にアクセスできるという利便性を向上させるものである。 ・現状でも、事業停止命令等については、「指導監督指針」において、「事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること」を求めているため、事業停止命令等を受けたという情報を一般公開すること自体は、その取扱いを変更するわけではない。 ・なお今般の児童福祉法施行規則改正により届出事項に「過去に事業停止命令等がある場合には、その旨」を追加することになれば、過去の事業停止命令等に関する情報が公開されるということを認識した上で、それでもなお本人の意思でベビーシッターとしての届出を行うことになり、掲載期間も特に区切る必要はない。 |
| 14 | 事業停止命令歴が公表されたベビーシッターが廃止届を提出した場合、データベース上での取扱いはどうなるか。また当該ベビーシッターが再度事業を再開した場合はどうなるか。 | <p>廃止届が提出された場合、事業停止命令の期間中の場合は掲載するが、期間経過後であれば、利用者の選択に資する情報として公開する必要はなくなるため掲載しない。</p> <p>再度当該ベビーシッターが届出を提出した場合は、当該届出に基づき、事業停止命令歴がデータベース上で公表されることになる。</p> <p>（なお、事業停止命令歴は廃止届が提出され、再度届出が出されるまでの間でも自治体間では共有される。）</p> |
| 15 | 現在、ここdeサーチにおいて、ベビーシッターの名前を掲載していない都道府県等があるが、今後事業停止命令等を出した場合にも、名前を出さない都道府県等がある場合は機能しないのではないか。 | <p>現在、ベビーシッターの名前の掲載は都道府県等ごとの選択制になっている。平時に不掲載としている都道府県等であっても、事業停止命令等を出した場合及び過去に事業停止命令等を受けた者が届出してきた場合については、掲載するように通知していく予定（趣旨については、Q9、13等を参照されたい）。</p> |
| 16 | データベースの具体的な運用方法等はいつ頃示されるのか。 | <p>令和3年5月頃を目途に一定の方針をお示しする予定。</p> <p>実際のデータベース上での運用開始時期については、システム上の掲載方法等の調整を行った上で、改めてお知らせする予定。</p> |